

令和7年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

- 1 令和7年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 実施計画区域は、盛岡市（玉山地域は除く）、滝沢市、雫石町を対象とする。

第2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画については、表－1のとおりとする。

表1 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

種類	令和7年度処理計画
し尿	22,630 kL
浄化槽汚泥等	15,239 kL
合計	37,869 kL

※浄化槽汚泥等とは、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥及びみなし浄化槽汚泥の総称

第3 処理主体

廃棄物の処理主体については、表－2のとおりとする。

表2 廃棄物の処理主体

種類	処理主体	
	収集運搬	処理
し尿	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥等	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合

第4 処理計画

1 収集運搬計画

収集運搬計画については表－3のとおりとする。

表3 収集運搬計画

種類	収集運搬の方法	収集運搬見込量
し尿	許可業者が収集運搬する。	22,630 kL
浄化槽汚泥等	許可業者が収集運搬する。	15,239 kL

2 処理計画

(1) 中間処理施設

中間処理施設の概要については以下のとおり。

滝沢処理センター

- ・所在地 岩手県滝沢市大崎 9 4 番地 1 9 4
- ・処理能力 1 7 0 kL/日（し尿：1 2 0 kL/日、浄化槽汚泥 5 0 kL/日）

1 第一処理棟

- ・処理能力 水処理：1 0 0 kL/日（し尿：7 0 kL/日、浄化槽汚泥 3 0 kL/日）
- ・処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

※高度処理については第一・第二処理棟の処理水全量を処理

- ・供用開始 昭和 6 0 年 1 1 月

2 第二処理棟

- ・処理能力 水処理：7 0 kL/日（し尿：5 0 kL/日、浄化槽汚泥 2 0 kL/日）
資源化：1 7 0 kL/日

※第一処理棟、第二処理棟から発生する汚泥全量を資源化

- ・処理方式 水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（第一処理棟）
資源化：油温減圧乾燥処理方式

- ・供用開始 平成 1 7 年 1 1 月

(2) 中間処理計画

処理計画については、計画的な受入を行わなければならない。浄化槽汚泥については、施設の運転管理上、1 日の受入量の 3 0 % を基本とし、計画的に受入を行うこととする。

(3) 資源化計画

余剰汚泥、し渣は汚泥再生処理センターにおいて油温減圧乾燥処理方式で肥料として資源化する。

資源化製品は地元還元することを基本とする。

(4) 最終処分計画

最終処分計画については表 4 のとおりとする。沈砂物及び受入槽及び貯留槽清掃汚泥は、一般廃棄物処理の許可を受けている業者に委託し最終処分する。

表 4 最終処分計画

施設名	廃棄物の種類	収集運搬の方法	最終処分の場所と 処理方法
滝沢処理 センター	し尿、浄化槽 汚泥沈砂物	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分
	受入槽、貯留 槽清掃汚泥	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分